



PVーあんしん補償パック
(Mタイプ : 野立て用)

We support for Challenger,
So We are Challenger.

PVーあんしん補償パック ~概要~

PVーあんしん補償パック Mタイプとは…

PVシステムを導入するお客様に安心をお届けするために
「太陽光発電システム物損補償制度+休業損害補償+日照補償制度」
をパッケージした補償制度

太陽光発電システム物損補償制度

火災・落雷・台風などによる太陽光発電システムの損害を設置から10年間補償

休業損害補償制度

損害を受けた機器が修理等で発電しない場合、損害補償金額の10%を休業損害補助金として損害金とは別建てで補償

日照補償制度

異常気象などで年間の日照時間が基準時間を下回った場合、日照時間に対応して最大25万円まで補償

太陽光発電システム物損補償制度～概要～

太陽光発電システム物損補償制度とは、同一事業を営む企業グループのPV-FCTEC株式会社を保険契約者とし、当該グループから太陽光発電システムを購入した購入者にPV-あんしん補償パックを提供するものです。

(PV-FCTEC株式会社は国内大手損害保険会社と保険契約しております)

補償の対象とする機器

→ 御社が販売する野立て用の全ての太陽光発電システム
詳細に関しては4ページをご参照ください。

補償の対象となる事故

→ 火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹災・の雪災、・土砂崩れ等※(P5に条件記載)
建物外部からの物体の飛来・衝突及び盗難
(ただし、補償金を支払わない場合に該当する場合を除きます。)

詳細に関しては5, 6ページをご参照ください。

補償の対象となる期間

→ 御社がシステムを野立て用として設置し、連系した時から10年間
詳細に関しては7ページをご参照ください。

補償方法

→ 野立て用のシステム1セットごとに平均的製品価格に基づいて設定した補償金額を限度として、実際に事故によって生じた損害額(修繕費・代品価額)を製品のご購入者様に補償金として支払う、もしくは、代替品または修繕費に充当していただきます。

詳細に関しては8ページをご参照ください。

太陽光発電システム物損補償制度～補償対象機器～

補償の対象とする機器

- 太陽電池モジュール(パネル)
- パワーコンディショナー
- 接続箱
- 表示機器
- 架台(販売時に補償外とした一部の架台を除く)
- 上記の付属品もしくは付属配線(設置時に供給したもの。)

ただし、野立て用物件(*)に限ります。

(*)野立て用物件とは、建物等の構造物上以外の地面などに直接設置されるもので、一般電気工作物(50kW未満)且つ、低圧(600V未満)受電構造物をいいます。
(所謂、野立て設置の太陽光発電装置)

太陽光発電システム物損補償制度～補償の対象①～

補償の対象となる事故

- 火災
 - 落雷
 - 破裂・爆発
 - 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災
 - 雷災
 - 豪雪、雪崩等の雪災
 - 台風、暴風雨、豪雨等による洪水や融雪洪水による土砂崩れ等※
 - 原因が地震、噴火、津波以外による土砂崩れ等※
 - 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊
 - 盗難
 - 騒擾、労働争議およびこれらに類似した集団的暴力行為による破壊
- ※崖(傾斜30度以上で高さ2m以上)の50m以内の崖上、崖下に設置の場合は土砂崩れ等の補償はお引き受けできません。
- (注)太陽光発電システムを設置しているお客様の火災保険等、この補償制度以外で上記事故による損害が補償される場合は、それらの保険等による補償が優先されます。

太陽光発電システム物損補償制度～補償の対象②～

補償の対象とならない損害

- 戦争、外国の武力行使、内乱、暴動に起因する損害
- 購入者の故意もしくは重過失または法令違反に起因する損害
- 購入者と同居の親族の故意に起因する損害
- 補償の対象とした機器に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害
- 補償の対象とした機器に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失・技術の拙劣による損害
- 補償の対象とした機器の自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、変色その他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害
- メーカー保証規定の定めにより、貴社が保証を行うべき損害
- 補償の対象とした機器の設置の瑕疵に起因する損害
- 販売時に補償の範囲外とした一部の架台
- 地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害およびこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害等
- 水災害によって水没した場合の損害

太陽光発電システム物損補償制度～対象期間～

補償の対象となる期間

補償の対象となる期間は製品を野立て用に設置し、連系した時から10年間

(例)設置連系日が2014年2月15日の太陽光発電システムの
補償の対象となる期間は2024年2月15日まで

設置連系日(補償期間の始期)
2014/02/15

補償期間の終期
2024/02/15

補償の対象とした機器に対して補償金給付が何回あっても補償金額は減額されず、補償期間の終期まで有効です。

ただし、以下①～③の場合は、その購入者に対する補償責任は損害発生時に終了します。

- ①1回の事故による補償の提供が全部損害として代替品を設置した場合
- ②補償の提供が補償金額に相当もしくは、上回る額となった場合
- ③期中で補償の対象とした機器の譲渡が行われた場合

太陽光発電システム物損補償制度～補償方法～

太陽光発電システム1セットごとの補償金額を限度として、実際に生じた損害額(修理費代替品価格)を補償金として、製品購入者に支払うこととし、これを機器の代替品または修繕費に充当していただきます。具体的には以下のとおりです。

①修繕に充てる補償金

補償の対象とした機器の代替品または修繕に充当します。ただし、販売者もしくは、ご購入者様の事情により代替品の設置または修繕を行うことができない場合には、ご購入者様に対して補償金をお支払いします。

②残存物取片づけ費用保険金

補償の対象とした機器に対して補償金が給付される場合に、損害を受けた機器の残存物の取片づけに必要な費用(取り壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用)が補償の対象となります。但し、補償制度の規定上で認定した損害補償額の10%に相当する額を限度として、実際に支出した費用が対象となります。

③権利保全費用

購入者が第三者より損害賠償等を受けられる場合、その権利の保全・行使または証拠および書類の入手のために必要な費用をお支払いいたします。(事故で損害を被り本補償制度で補償を受け、原因者が第三者で賠償責任が生じている場合に補償社(弊社)がその権利を取得します。(求償権の移転)この権利を保全するために係る「通信費や交通費などの諸費用」をお支払いします。)

④休業損害補助費用

補償の対象とした機器に対して補償金が給付される場合に、損害を受けた機器が修理等で発電しない場合、損害補償金額の10%を休業損害補助金として損害金とは別建てでお支払いいたします。

日照補償制度～概要①～

日照補償制度とは、1年間を通して、予め基準日照時間を設定し、その日照時間下回った場合に1時間あたり100円を補償金としてお支払する制度です。

基準値

過去の日照時間を基にし、都道府県毎に1年間の基準日照時間を定めます。

補償金額

★基準値を下回った1時間あたり100円(年間30時間未満の場合を除く)
★1年間最大で5万円(500時間分)まで
補償金をお支払します。

補償期間

5年間

支払い例

1年間の日照時間が基準値より20時間下回った場合 → 補償金0円
1年間の日照時間が基準値より100時間下回った場合 → 補償金1万円
1年間の日照時間が基準値より600時間下回った場合 → 補償金5万円

日照補償制度～概要②～

対象補償者

同一事業を営む企業グループのPV-FCTEC株式会社を
保険契約者とし、当該グループから太陽光発電システムを
購入した購入者全ユーザー（購入者）

設置月と補償期間の関係

補償期間の開始は、設置期間により異なります。
また、補償開始は設置から最短1ヶ月、最長4ヶ月後からとなります。

－日照補償の基準値と補償開始日の決定のタイミング

1期(2-4月) : 5月31日までに基準値決定。6月1日から補償開始。

2期(5-7月) : 8月31日までに基準値決定。9月1日から補償開始。

3期(8-10月) : 10月31日までに基準値決定。11月1日から補償開始。

4期(11-1月) : 2月28日までに基準値決定。3月1日から補償開始。
※観測期間の前日までに決定し、PV-FCTECのHPなどに掲載します。

土砂崩れ不担保について

